

Title	日本基督教史の研究
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.5 (1909. 6) ,p.543(1)- 558(16)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の追善に遭遇した本邦、尙ほ未だ断絶の信仰を維持せざる爲、彼等の或者は密かに「サシタ」の撰録を自磁の欄外に擬らば、老練信者も如き(二)漫りに吾人をして三百年の昔を憶ばしむるものあり。

(一) Ranker's Sämmtliche Werke, B. 38 S. 324-325.

(二) 現在せる白磁製像は立像二つ居像四つあり、前者の中肥前國彼杵郡浦上村中野郷吉藏の原所有たりし立像は總高一尺三寸八分、傳ふ同村には足利の季世より耶蘇教を奉ずるものありしが、元龜の頃より、同村川上に「エキリンツ」ハエキレンア」と稱する教會堂を建立し、伴天連の居留するものありき、降て慶長年間、邪宗禁制寺院破却の後、同村民孫右衛門と云ふ者同會堂に使役せられしが伴天連より經典等を附與せられ、密に宗旨を守り、子孫相傳へて同村中野郷吉藏に至れり、安政三年吉藏等邪宗信仰の嫌疑により、逮捕審問せられ、其口書に「先祖共より持傳信仰いたし來候、ハンタマルヤ」(Santa Maria)と申白焼佛立像尊體、「イナツシヨウ」(Ignatis)と申、唐金佛座像尊體、流金指輪之品に彫有之候、「シツツン」(Ses)と申、佛尊體、日練書物とも所持親共より口授候、「カラスサ、アベマルヤ」、天にましますと申、經文相唱、異體之宗法とは心付候得共信仰いたし、尙仕來にて家族共一同異名を付、此のものは「ミイル」、女房「マサ、カチリナ」、梓利八、「リス」…亥年より此のもの總頭、に相立…村内信仰のもの共所持いたし候、佛の儀は白焼にて、子を抱候女體之佛有之、則「リツス」幼稚之砌、「ハンタマルヤ」養育いたし候體之由、是は世上に子安觀音と流布いたし、其余唐金木像等にて様々形整り候佛は、「ハンタマルヤ」艱難修行中、化身之姿と申傳、右佛へ願望を籠め、其驗無之節は首又は體之内打碎祈念いたし候云々」他の立像は總高一尺三寸二分、居像は總高一尺二寸五分のものと、七寸三分のものと、六寸五分のものとあり、他に高さ二寸九分五厘と四寸との唐金觀音居像あり。

肥前國西彼杵郡黒崎村は長崎を去ること僅かに六七里の地にして、外教の最も盛んなりし地なり、今ま古老によりて傳へられし處を略記すれば、信徒等の最も尊信する「サンタ、マリヤ」及「イエス、キリスト」の肖像の如きは、壁に塗り込み或は竹筒に入れて、人知れぬ處に安置し、又は屋根裏、梁上等容易に達し難き處に藏して、深更滑かに之を禮拜したり、又是等の畫像の今日に存せるものは、此地の天主會堂にある「ミケル」の像と十五「ミステリオ」の圖二幅にして、古色を帯び一見其舶來品なることを知る、而して彼等は秘密結社をなして、上に帳方お水方あり、帳方は信徒の取締にして、其命令は無限なり、信徒は總て服従の義務を有し、深堀より毎年宗門取締書讀方の出張するや、其剛骨なるものに遇へば、時に海に投じて之を殺せるが如き無殘の所業も敢て躊躇せざりしと云ふ、お水方は洗禮の事を掌りて帳方と共に信徒の上を立てるものなりき、葬式の際に於て僧侶を呼ぶに先ち、是等の先づ來りて、懺悔を聽きたりと、而して彼等信徒が一年間に於ける大祭日は耶蘇昇天祭にして春の中と稱し、人家離れたる山野に集まり、賛美歌を捧げて心ばかりの祈禱をなしたり、此時は四方に見張番を置きて、佛教徒の其附近に來ることなれば、忽ち相圖をなして四散せりと云ふ。

二 研究の史料

本問題研究の對象が基督教徒にあるが如く、吾人は勢ひ外邦の史料に依らざる可からず、彼の「クラッセ」が日本西教史の如き既に本邦に譯出せられしものありと雖、著者は讀者をして、宗教上、敬虔の信念を起さしめんとの見地によれるを以て、事象動もすれば誇大に失し、之れが真相を得ると甚だ難し、故に此點に就きては、ゼズイト布教年報を繙かざる可からず、(一)遮莫「ゼズイト」本來の意義を解せん人は、此年報が當時の精確なる報告書なるに不拘、誰れか充分なる信用を此教界の「マキアエリズム」に向つて拂ふことを得んや、故に吾人は更に之れを批判するに、當時にありて國際上又宗教上全く反對の地位にありし英、蘭人の日記、文書及支那、本邦の史料を

4 以てせざる可からず以上の見地によりて撰びたる史料左の如し。

(A) 内邦史料

大日本史料、南蠻寺興廢記、大友記、長崎叢書、外蕃通書、駿府政事録、越登加三州志、大日本戦史、耶蘇天誅記、耶蘇天誅記前録、吉利支丹物語、耶蘇宗門禁制大全、長崎古今集覽、長崎實録。

(B) 外邦史料。

(一) 宗教的のもの

- (1) Jesuit Mission Series
- (2) L. Pages, Histoire de la religion Chrétienne au Japon.
- (3) Haas' Geschichte des Christentums in Japan.
- (4) クラッセー日本西教史(譯本)
- (二) 商業的のもの。
- (1) Cocks, R. Diary of Japanese edition by N. Murakami. Tokio.
- (2) Murakami and Murakawa, letters written by the English Residents in Japan. Tokio.

O. Nachod, Die Beziehungen der niederländischen ostindischen Kompagnie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert.

(三) 雜の部

- (1) Murdoch, J. A History of Japan. Kobe.
- (2) Hildreth, R. Japan as it was and is.
- (3) O. Nachod, Ein Unentdecktes Goldland. (Mittheilungen der deutschen Gesellschaft für Natur und Völkerkunde Ostasiens. B. VII, Theil 3.)

(一)「ゼズイト」布教年報は東京帝國大學圖書館にあり、此年報は西暦千五六百年の頃、我國に滞在せる「ゼズイト」の師父が年々其布教の状態を時の法王廳に報告せるものにして、我國史研究上當時の政治的狀態に向て側面的光明を與ふる有力の史料なりとす、而して之れが目錄は史學雜誌第十一編に掲げらる。

三 信長及秀吉と基督教徒

蘇格蘭の女王、メリー、スチュアートが誕生の歲(一五四二)は我邦に於て始めて歐羅巴人が來船せし時なりと稱せらる、(一)庶幾んぞ知らん、此才色雙美の女王が薄倖の運命は又た我基督教徒の分つ處ならんとは、吾人は此時代の歴史を讀む毎に、彼の福音の聲は同時に政治的序列^{プロクラム}たりし、十六世紀に於ける英の狀態を慙はずんばあ

らざるなり、(二)蓋、此時代に於ける佛教徒の破戒暴行と雄圖とは、(三)信長をして彼等の忌む可く恐る可きを知らしむると共に、基督教の保護す可き所以を解せしめぬ、かくて彼は千五百六十八年(永祿十一年)京都四條坊門に四町四方の地を寄附して南蠻寺を建立し、自から此教の大壇越となるに至りぬ、(四)之れより信徒の數、日に月に多く、千五百七十七年(天正五年)には其數三十萬に達せしと云ふ、(五)而して千五百八十二年(天正十年)には大友、有馬、大村三諸侯の使節を羅馬に派遣する者あるに至りぬ、(六)かくて信長は何等迫害の慘事を基督教史上に彫せずして同年此世を去りぬ、(七)想ふに彼が之れを崇信する念なかりしとは日蓮宗たる朝山日乘を信任せしを以て知るを得可し、(八)然かも其が政治的必要より保護せしことは、之れを信奉する諸侯及信徒をして自己の教を擴布せんが爲めに神社佛閣を破壊するの動機を興ふるに至りぬ、(九)秀吉の明智光秀を山崎に討ずるや、基督教徒たる高山右近(高槻城主)は彼の爲めに大に力を盡せしも、其領内に於ける三萬の佛教徒を強迫的に改宗せしめんとせしが、大に彼等の反抗する處となれり、之れ明かに信仰の自由を妨害し、延んでは國法を紊すものなり、秀吉たるもの豈に黙するを得んや、又た當時

貿易の爲に我邦に來りし、葡萄牙人の中には放逸にして本邦の婦女子を船中に強誘するものあり、秀吉は基督教の益々國法を紊すものたるを信じ、遂に千五百八十七年(天正十五年)禁止の令を下すと共に信徒の迫害をなすに至れり、(十)かくて基督教徒として熱心なる高山右近は高槻の城主を除かれ、其他の諸侯にして直接間接秀吉の忌憚にふれしもの多し、(十一)然かも禁令の嚴正に實行せられざりし所以は、之れが媒介者たる葡萄牙人との通商を嚴禁せざりしと、基督教を信ずる諸侯中に黒田如水の如き小西行長の如き名將ありて、隠然之れを援助せしと、秀吉も亦た自己の雄圖の爲めに、(十二)是等の諸侯を罰すること能はざりしによる、かくて迫害は唯だ公然布教するものにとゞまり、基督教は尙ほ一縷の命脈を維持したりき。

(一)「ガルトウガ」が「Dos Varios descubrimientos」によれば、葡萄牙人「アントニオ、ダ、モッタ」、「フランシスコ、セイモト」、「アントニオ、マイクカト」の三人は千五百四十二年暹羅より支那に航せんとして暴風の爲めに種子島に漂着せりと(Mundochi, A History of Japan, P. 33)而して本邦の史料中最も考據に値するは南浦文集卷之上(慶安二年所載の鐵砲に関する記事にして、之れに據れば、葡萄牙人は天文癸卯秋八月二十五日丁酉を以て、種子島の西ノ村の小浦に來りしなり、(内田博士日本近世史第一卷上册一頁五七)而して天文癸卯は天文十二年即ち西曆千五百四十三年なり、故に何れか此兩年の中ならんと信ず。

(1) Wie miskennt man die Zustände dieser Zeiten so gang, wenn man den Masstab einer friedlichen Epochen daran legt! Sie war vielmehr mit Feindseligkeiten erfüllt, in denen sich Politik und Religion vermischten. Die Confessionen

varen ebenso wohl politische Programme. (Rankes sämtliche Werke, B. 14, S. 293)

(三) 檜皮茸の大堂本尊は拜かれず、燈明如形在之、堂も坊舎も一圓果切れたる體也、淺猿々々僧衆は大旨、坂下に下て亂行不法無限修學廢忘の故如此一山相果也云々(南部多聞院日記元龜元年三月十九日の條)。

信長は佛教僧侶を賣僧たるに過ぎずとなす、佛僧多く人民の淳朴を侮り、暴に之を使用したればなり、宗旨を以て己れの驕奢放逸を掩ふの罪人たるを知る、故に之れを惡むこと最甚し(日本西教史上卷頁二六一)信長は釋徒に對して大に罵りて曰く彼釋徒は己れの驕奢放逸にして漫りに民財を聚斂する者なりと、(日本西教史上卷頁二七七)

(四) 京都妙心寺塔頭春光院に釣せる半鐘には「*Lotus*」と銘し、セブイト派の符號を刻せり、南蠻寺の遺物なりと云、尙は南同寺のことに就きては南蠻寺興廢記に詳なり。

(五) 一説に其數十五萬とも云ふ。

(六) 天正十年大友、有馬、大村の使節伊東「マンチヨ」、千々岩「ミケル」等「ワリニヤノ」と共に羅馬に向ひ長崎を出發せしことは史學雜誌第十一編に坪井博士の「大友、大村、有馬三家の使節の「ベネチア」政府に呈せし感謝狀なる論文及村上學士の「大友、有馬三家使節の感謝狀」(史學雜誌第十二篇)及同學士の「大友、有馬、大村三侯の使節に關する新史料」(史學雜誌第十四篇)に詳なり。

(七) 當時の宣教師「フロエツ」は千五百八十三年の布教年報中に信長の性格を評して彼が善良なる人なりしことは否む能はざるも然かも其自負的尊大は遂に彼の身を誤るに至れり。

(八) 朝山日乘は日本西教史の「ノキソスミ」(Nochiksumi)にして即ち日乘上人(Nichiko Shonin)の書き誤られしものなり、當時の宣教師「フロエツ」が信長に講して布教の許可を得たりしとき、深刻能辯にして粗暴捷急且つ地位と權方とを利用して基督教禁止を務めしは此人物なり、而して安國寺惠瓊の手翰には日乘を以て周公、太公望の時を得たるに比し、言經卿記には彼が信長の最も氣入なりしことを記せり、此日乘なる名は後奈良天皇より賜はりしものにして、彼は主として禁裏社等に關することを司り、特に禁裏の修造には大功ありといふ。

(九) 宗麟公は切利支丹に歸依せられ、神佛は我宗の冤なり、然れば國中の大寺社宇残らず破却せよとて一番に住吉明神の社を山森紹應に仰せ焼拂はせて打崩さる、次に萬壽寺破却…山門より火をひくる云々。(大友記)

千五百七十七年^{天正六年}(京都)或日信者等と共に路傍に在る一佛殿に入りしに信者等は殿内の佛像を悉く破壊せり(日本西教史上卷頁二八四)。

(十) 太閤秀吉公御條目(長崎叢書二編頁一五)。

定

一 日本は神國たる所に切利支丹國より邪法を受候儀甚不可然事。

一 其國郡之者近付門徒になし、神社佛閣を打破せし事前代未聞に候。

一 國郡在所知事等給人のみ被下候儀者當時之事に候天下よりも御法度相守諸事可得其意候處に下として猥成義曲事候事。

一 伴天連共智慧之法を以て志次第檀那持候事と被思召候處に如右同域之佛法を打破候事曲事候條伴天連之義日本之地には被差置間敷候間今日より廿日間用意仕可歸國候其内下々伴天連に不謂儀申懸あらば可爲曲事候。

一 黒船之儀商賣之事に候間各別に候年月を経諸事賣買可仕事。
一 自己以後之妨を不成輩は商人之儀は不及申何にても切利支丹により往還不苦候可得其意候事。

天正十五年

(十一) Simon と稱せし黒田如水が千五百八十九年(天正十七年)封を子長政に譲りたるが如き、千五百九十年(天正十八年)「*ア*」*レ*「*サ*」*ド*、*ワ*「*リ*」*ニ*「*ヤ*」*ノ*」によりて洗禮せしもの中には、都近き處に居らば、一度は天下の功名もなすべき事なり、*カ*「*ハ*」*ハ*「*ル*」*ノ*」邊鄙に棄られたれば、其志望空しく成りたるより、覺えず涙「*ハ*」*レ*「*ハ*」*レ*候」といふし蒲生氏郷あり、高野の山寺に無念の涙を吞んで倒れし關白秀次あり。

(十二) 天正十五年六月十五日秀吉、宗義調父子に與ふる書。

今度九州之儀背勅定凶徒爲御成敗令進發悉任覺悟申候に付隙明候之條何之島々不殘被仰付候然處其方父子早速令渡海候對馬一國如先宛行畢全被領知向後可抽忠勤候次高麗儀被指御人數成敗之儀申候處、義調御理中之條先被指延候然者國王至日域於有參洛者請篇可爲先規候若遲滯有之者即時渡海被仰出可被加御誅罰候其時は於彼國一篇知行可被仰付候早々此返答不可有油斷候也。

六月十五日

宗讚岐守とのへ
宗對馬守とのへ

四 家康と基督教徒

千百九十八年(慶長三年)豊太閤の薨去によりて開かれし悲劇の幕は國史上稀れに見る一大間曲(セリオケ)にして、彼が薨去と共に十人衆(徳川家康、前田利家、上杉景勝、毛利輝元、浮田秀家、前田玄以、淺野長政、石田三成、増田長盛、長束正家)ある寡人政體は生れぬ、而して家康獨り伏見にありて褒貶黜陟の權さながら彼の手に屬するの觀あり、故に之れよりは彼を中心として、基督教徒との關係を述べんと欲す、蓋、燈火の將さに滅せんとするや、一時其光の輝くを見るが如く、家康天下の權を握りてより十年間は基督教にとりて一時、光の放たれし時代にして、秀吉薨去の年より其翌年にかけて、京及大阪には既に教會堂の設立せられしものあり、(一)想ふに古法を變ずるを以て大禁物とせし彼は決して秀吉の禁令を廢止せざりしのみならず、其意志が全々之を悦ばざりしことは、千六百三年(慶長八年)呂宋の大守に與へし書中に「我邦は神國即ち神々の國なり、祖先以來今日に至る迄之に對して崇敬を盡せり、獨余に於て、之

を廢毀すること能はず、かゝる故に貴國の宗教は決して之れを弊國に弘布すること能はず」と云へるにて明かなり、(二)然かも彼の行動を見るに師父の來りて己れに謁する者あれば必ず之れと相談し、(三)又た自己の足許にて布教するものあるも之れを默許せり、(四)殊に千六百九年(慶長十四年)呂宋大守に與へし家康の返書には、居住之伴天連不可立疎遠との外交的辭令を見るに至れり、(五)斯くの如く其意志と其行動とが全く相反せしは何故ぞ、彼の大久保長安にほどこせし見て見ぬふりの謀略は何の必要ありて基督教徒に施せしか、吾人は之れを以て彼が財政策の爲めなりと斷言するものなり、此際に於ける彼が物語の一として數へらるゝ中に、或時駿府岩淵にて、神君於御前御夜話の節、天下をも被思召候へども、御心儘に不成は金銀の事由、御物語被遊候由と、げに金銀の重ず可きを知りし彼は先づ其財源として通商と貴金屬との採掘とに意を用ひたり、即ち千六百一年(慶長六年)大久保石見守長安を石見銀山の奉行となし、八年又た彼を以て佐渡金山の奉行となせり、然れども當時科學の發達せざりし我邦に於て之れが採掘法の極めて幼稚なりしことは、家康をして伊豆銀山發掘の當時より西人の力を借るの必要を感ぜしむるに至れり、

1 即ち千五百九十八年(慶長三年)紀伊に隠れし師父「ゼロニモ」の來りて家康に謁するや、彼は新西班牙より自己の臣下に採鑛冶金の法を教ゆる者を聘せんと希望を述べしにて明かなり、然るに其後呂宋との通商益々盛大となるや、彼我の間に使節となり、且つ之が通譯の勞をとりしものは基督教の師父なりしを以て、家康は彼等の功績に報ひんが爲めに、口づから彼等の住す可き土地を與ふるに至れり(六)、かくて基督教は益々盛大となり千六百五年(慶長十年)には更に五千五百の新信徒を得るに至れり(七)、斯くの如くして本邦在來の宗教は非常なる壓抑を被むると共に、國家の統制は茲に大困難を來たさんとせり、沈着にして思慮緻密の稱ある家康は果して如何なる策を以て之れを豫防せしか、想ふに苦き經驗は心の底深く刻まれて時として大なる教訓と化するが如く、其昔、一子信康に施されし信長が縁邊政略こそ、實に今の彼にとりて大なる教訓なりき、而して彼が諸候に向てなしたる縁邊政略の動機は主として政治宗教の兩意義より來れり、彼が秀吉薨去の際、取交せし起請文の意に背きて六男忠輝の爲めに伊達政宗の女を娶らんことを約せしが如き、又た異父弟久松康元の女を養て福島正則に許嫁し、外孫小笠原秀政の女を養ふて

蜂須賀家政の男至鎮と婚を約せしめ、其他從弟水野忠重の女を以て加藤清正に妻はす可き約をなせしが如きは、自己の地位を鞏固ならしめんとする政治的意義より來りし者なりと雖、千五百九十九年(慶長四年)以後に於ける彼が縁邊政略の多くは政治宗教の兩意義より來れる者多し、例者基督教の大保護者たる黒田如水の子長政には同年彼の外姪保科彈正正直の女を以てし、又た熱心なる基督教徒として有名なる高山右近の遊事する前田利長には其子利常に秀忠の次女を配し、千六百一年(慶長六年)慶長十三年には小笠原信濃守の女を將軍の養女となし之れを長岡越中守の男忠利に嫁せしめしが如き、其他基督教徒の巢窟たる肥前にては有馬の城主有馬直純に家康の養女たる本多美濃守忠政が女を與へ、又た柳河城主田中長政の子忠政には松平因幡守康元の女を配せり、而して是等の縁邊政略は直接間接基督教撲滅に向て効果ありしことは千六百十四年(慶長十九年)の禁令以後、安藝の如き、備後の如き、丹波の如き、米澤の如き、多少基督教徒に對して寛恕せしものありしに不拘、徳川氏の姻戚たる諸候が何等の保護を與へざりしを見ても明かなりとす、加ふるに之れが害毒の甚しきを感じたる家康は更に他に代ゆ可き通商の道を

14 見出せり、蘭と英とは即ち之れなり、斯くの如く西班牙、葡萄牙は今や英、蘭二國の爲めに通商上の獨占權を奪はるゝと共に、彼等は布教上に於て恐る可き危険の上に立てり、何となれば彼等は此間に於て有力なる應援者を失ひたればなり、即ち秀吉時代より之れが保護者たる小西行長は關原の亂によりて此世を去り、黒田如水も亦た千六百年(慶長九年)を以て逝き、且つ家康が通商上、通譯及使節の勞をとりし「ゴメツ」は千六百年(慶長五年)に(八)「ゼロニモ」は其翌年共に此世を去れり(九)、殊に我邦に於ける布教に向て大功績をなし、加ふるに「フィリップ」三世の恩遇を被むりし「アレサンドロ、ソリニャノ」の逝去(慶長十一年)(十)は我邦に於ける基督教徒にとりて一大打撃なりしなり、斯くの如くして本邦に於ける基督教の運命は一に家康の默許の上にてたり、若彼にして一度禁止の令を下さんか、彼等は實に永遠の暗黒界に陥らざるを得ず、而して此默許の泉は千六百十四年(慶長十八年)十二月十八日に於ける禁止の令と共に取り去らるゝに至れり(十一)、加ふるに此際信徒の重なるものは海外に追放せられたり、之れが中には高山右近の如き大藩に遊事し數百の家臣を有せしものありしを以て、彼等は宗派を同ふする主君の追放せらるゝに遭ふて、

衣食の途に窮するに至りしことは、宗敵家康を怨むの念をして益々熾んならしめ、斯くて彼等の多くは自己の生存を全ふせんが爲めと、此宗敵に抗せんが爲めに、何等親誼の關係を有せざる大阪城に入るに至れり、此事實は當時入城せし基督教徒の多くが北國勢殊に高山右近の臣下のもの多かりしを以て知るを得可し(十二)、然かも大阪の落城は益々悲惨の運命を基督教徒の上に降し、或は踏繪となり、或は穴釣の刑となり、再轉して島原亂となり、我邦に於ける基督教の運命は茲に殆んど消滅の悲運に陥るに至れり。

(一)Pages, Histoire de la religion chrétienne au Japan, p. p. 7.

(二)「リンス」博士「葡萄牙人の日本より放逐せられし原因」(史學雜誌第十篇第四號頁二四)

(三)Pages, p. p. 7.

(四)Pages, p. p. III.

(五)近藤守重「外蕃通書二」(史籍集覽)

(六)Pages, p. p. 51.

(七)Pages, p. p. 110.

(八)Pages, p. p. 24.

(九)Pages, p. p. 25.

(十) Ranke's Sämmtliche Werke, B. 38, S. 324. Pages, p.p. 129
(十一) リース博士「葡萄牙人の日本より追放せられし原因」(史學雜誌第十一篇頁七一八)
(十二) Pages, p. p. 308.

(完結)

人物發生に對する自然界の勢力

田 中 一 貞

自然界の勢力が國家の興亡社會の盛衰に少からざる關係を有するは何人も否定する能はざる所なりと雖、世には往々此勢力を過重視し社會の發達を以て動植物の進化に比し、其變化は其之を形成する個人の勢力に依らずして漫然、外界の他動的勢力にのみ依るものなるかの如く考ふるものなきにあらず。此の如き誤謬は人々を不知不識の間に宿命說に傾かしめ其奮闘力を滅殺し、社會國民の元氣を消耗せしむること甚だ大ならざるを得ず。思ふに社會なるものは元來個人と云へる意識的存在によりて形成せられ隨て其社會的關係なるものは其精神の結合によりて決せらるゝものなれば個人の努力或は其努力の蓄積は能く社會の進歩及其方向を左右し得べきものなるや疑なし。外界の勢力中最も多く社會に關係あるものゝ中には吾人の力を以て殆んど左右すべからざるものあり、例へば人種の良否地勢の利不利の如きは人力を以て一朝一夕に變更すべからざるものなれど